

普及啓発用ツールの貸出・提供について

こどもエコクラブ全国事務局
公益財団法人 日本環境協会

【様々な普及啓発用ツール】

こどもエコクラブの普及啓発用資材として、「エコ活コンクール作品(壁新聞等)」「活動レポートフォトコンテスト作品」「エコまる旗」「エコまる着ぐるみ」「事業紹介タペストリー」「エコまるスタッフジャンパー」を全国事務局より貸出しております。貸出されたツールは、都道府県及び市区町村の自治体で様々なかたちで活用されています。

貸出については、別添の「貸し出し申込書(様式2・3)」に必要事項をご記入のうえ、こどもエコクラブ全国事務局までFAXまたはメール(j-ecoclub@jeas.or.jp)でお送りください。送料は、各地域事務局にてご負担いただきます。※募集用ポスター・チラシ(申込書様式4)による送料は全国事務局にて負担いたします。

1. 活用方法

活用事例1 ～エコ活コンクール・活動レポートフォトコン作品～

- ① 環境イベントやこどもエコクラブ活動報告会等でエコ活コンクール作品・フォトコン作品を掲出して、クラブの活動発表を盛り上げたり子どもたちの環境活動をアピールしたりできます。
- ② 交流会等において、作品を用いてクラブが活動内容を取材しあうことで交流を深めることができます。



活用事例2 ～エコまる旗～

環境イベントなどで掲示するで、こどもエコクラブの認知度アップにつながるとともに、クラブメンバーの一体感を高めます。



活用事例3 ～エコまる着ぐるみ～

環境イベント等に登場させ、イベントを盛り上げることができます。
(バルーンタイプ、バッテリー使用)



活用事例4 ～事業紹介タペストリー～

事業の概要を記載した事業紹介タペストリー。自治体における環境イベントなどで掲出し、子どもエコクラブの周知を図ることができます。



※サイズ 161cm×94cm(上辺のバーに2カ所穴が開いています。フック等で吊るしてご使用ください。)

活用事例5 ～エコまるスタッフジャンパー～

環境イベント等でスタッフが着用することで、スタッフの識別や事業広報につながります。
※返却の際には、クリーニングの上返却すること(ご自宅での洗濯も可)。
※上限 80 着まで。ジャンパーの色は、黄色のみ。



【ポスター・チラシ】

管下の幼稚園・保育所、学校、児童館・公民館などへの配布・掲出や校長会での説明などでチラシ等を希望する子どもエコクラブ地域事務局宛に、募集用ポスター、チラシをお送りいたします。ご入用の際は、別添の「募集用ポスター・チラシ申込書(様式4)」に必要事項をご記入のうえ、子どもエコクラブ全国事務局まで FAX またはメール(j-ecoclub@jeas.or.jp)でお送りください。送料は、子どもエコクラブ全国事務局にて負担いたします。

2. 申込方法

別添の申込書に必要事項をご記入の上、子どもエコクラブ全国事務局まで FAX または E-mail (j-ecoclub@jeas.or.jp)でお送りください。なお、貸出条件は貸出申込書に記載されております。

- (1) 広報ツール貸し出し申込用紙(エコ活コンクール・フォトコン作品)(様式2)
- (2) 広報ツール貸し出し申込用紙(エコまる旗・着ぐるみ等)(様式3)
- (3) 募集用ポスター・チラシ申込書(様式4)

こどもエコクラブイメージキャラクター
「エコまる」の使用規定について

こどもエコクラブ全国事務局
(公益財団法人 日本環境協会)

こどもエコクラブイメージキャラクター「エコまる」を、「こどもエコクラブ事業」を通じた環境保全活動やその普及啓発活動の際に、ぜひ地域事務局等において広くご活用いただきたいと思いますと考えております。

「エコまる」の名称ならびに図形(イメージキャラクター)は商標登録していることから、「エコまる」使用時の留意点の周知と、皆様の「エコまる」のご活用状況の把握を目的として、『「エコまる」使用申込書』を使用希望の団体にご提出いただくよう使用規定を設けております。

使用にあたっては、下記使用規定に従い、別添申込書(様式5)と使用予定の原稿等をこどもエコクラブ全国事務局までご提出いただきますようお願い致します。なお、その際、事業に関する記載につきましても必要に応じて修正をお願いすることがございます。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

記

「エコまる」使用規定

1. 使用の目的

「エコまる」の名称ならびに図形(イメージキャラクター)を、営利を目的としない講演会、講習会、展示会、普及啓発活動その他の行事、映画、図書、パンフレットなどで使用することで「こどもエコクラブ事業」を推進する。

2. 使用基準

使用対象者は下記の通りです。

- ① 国の行政機関
- ② 地方公共団体
- ③ 公益法人又はこれに準ずる団体
- ④ こどもエコクラブを支援する企業・団体
- ⑤ その他上記各号に準ずると認められる団体

3. 使用例と手続

	使用パターン	使用者	手続
	具体例		
①	JEC の募集に使用する場合	JEC 地域事務局担当者 および報道機関等	① 使用希望者は使用申込書(様式5)に必要な事項を記入の上、 <u>原稿と併せて</u> 、使用開始2週間前までに FAX で JEC 全国事務局に申込み下さい。
	広報誌、雑誌、新聞、教科書 etc.		
②	JEC 啓発用の冊子等に 使用する場合	JEC 地域事務局担当者	② JEC 全国事務局では使用規定に照らし申込内容を検討し、回答いたします(申込受付後3日程度)。
	都道府県及び市区町村発行の JEC 活動事例集 地域版 JEC ニュース etc.		
③	JEC 事業に直接関係のない 製作物を作成する場合 (デザインとしてエコまるを使用)	JEC 地域事務局担当者及 び JEC 担当者以外 (例 教育委員会)	③ 使用希望者は製作物完成後、完成物1部を JEC 全国事務局に必ず提出して下さい。
	副読本		
④	JEC 事業を支援する企業・団体が、支援の証としてウェブサイト・印刷物等に使用する場合	JEC を支援する企業・団体	上記に同じ。
⑤	JEC 事業を支援する企業・団体が、支援の証として、自団体が販売する商品等に使用する場合	JEC を支援する企業・団体	販売量に応じて一定の寄附をいただく「エコまるラベル」として取り扱います。詳細は事務局までお問い合わせください。

※JEC:「こどもエコクラブ」(Junior Eco-Club)

【自治体への使用承認権限の委譲について】

都道府県・市区町村など、自治体単位でご支援いただく企業・団体でエコまるを使用される場合、以下の手続きにより各自治体で申し込みの受付、承認を行うことができます。

- ①自治体における「エコまる」使用規定を作成します(全国事務局より提供する雛型に、自治体名と部署名を入れるだけで結構です)。
- ②自治体より、「エコまる」使用承認に関する届出書(様式6)をご提出いただきます。
- ③届出のあった自治体に対し、全国事務局より受付書(様式7)を発行します。
- ④①の使用規定に基づき、企業・団体様からの申込受付、承認を行っていただきます。

4. 「エコまる」のデザイン上の注意

- (1) こどもエコクラブ全国事務局から提供される清刷もしくは「こどもエコクラブ応援マニュアル」中の清刷を、縮小または拡大して使用のこと。その他の資料およびホームページからの転用は著作権法上お断りする場合があります。必ず事前にお問い合わせください。
- (2) カラーで使用する場合、指定の色を使用すること
- (3) ポーズ変更等のバリエーション、動画での使用については、必ず事前にお問い合わせください。

5. 「エコまる」に併記する表現に関する注意

「エコまる」の名称ならびに図形(イメージキャラクター)に併記する表現は、以下のいずれかとします。

- (1) 「こどもエコクラブ」
- (2) 「エコまる」はこどもエコクラブのイメージキャラクターです。
- (3) こどもエコクラブイメージキャラクター「エコまる」

(注意事項)

「エコまる」使用時に「こどもエコクラブ」を併せて表示する場合に、類似の表現に十分注意してください。

例)「エコクラブ」「ECO CLUB エコクラブ」「エコ倶楽部」は不可。

※他の企業・団体において商標登録されているため

6. 「エコまる」使用上の注意

「エコまる」の名称ならびに図形(イメージキャラクター)をこどもエコクラブに関わる印刷物以外に使用される場合には、こどもエコクラブについての紹介や URL を書き添えてください。

7. 「エコまる」に関する権利

「エコまる」の名称ならびに図形(イメージキャラクター)は、(公財)日本環境協会の登録商標です(登録第 4007391、4241698、4281356、5455469)。無断使用は法律で罰せられることがありますのでご注意ください。

8. その他

上記に該当しない案件については別途こどもエコクラブ全国事務局まで、事前に連絡してください。

なお、がんばりアースクラブの使用についても「エコまる」に準ずるものとします。

また、クラブが自分たちの活動において「エコまる」及びがんばりアースクラブを使用する場合、申請は必要ありません。